

久留米広域

●久留米市 ●田主丸町
●北野町 ●城島町 ●三潁町

合併協議会だより

平成16年1月10日発行

Vol.14

発行・編集 / 久留米広域合併協議会 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 TEL0942-30-9233 FAX0942-30-9703



筑後川が育んだ「やましお漬」 (北野町)

その歴史は、約250年前の江戸時代に遡るといわれている「やましお漬」。筑後川の恵みを受けた肥沃な大地で育まれた青み豊かなやましお菜を、加工場で漬け込みから袋詰までの全てをやましお加工部会の皆さんが手作業で行っています。

防腐剤や着色料などを一切使用していない自然食として、毎年年末になると北野町出身者や全国のやましお漬ファンから注文が殺到するとのことで、郵送や宅配便で全国の食卓へ届けられています。

久留米広域合併協議会第14回会議

合併協議もいよいよ大詰め

合併協定項目の承認は45項目中、34項目に

久留米広域合併協議会第14回会議が12月20日、久留米ビジネスプラザで開催されました。会議では、前回提案された「国民健康保険事業の取扱い」、「行政区の取扱い」、継続協議となっていた「町名・字名の取扱い」などの合

併協定項目が協議され、12項目が承認されました。これで新市建設計画を含む45項目の合併協定項目の内、34項目が承認されたこととなります。また新たに「消防防災事業の取扱い」、「使用料、手数料等の取扱い」など8項目が

提案されました。また、会議に先立ち開催された「議員の定数及び任期に関する小委員会」では、「在任特例を適用することとし、在任特例後の定数特例は適用しない」との合意がなされました。



協議事項

●第22号議案 町名・字名の

取扱いについて(継続協議分)

協議の結果、原案とおり「町・字の区域については現行とおとする。町・字の名称については、久留米市は現行とおりとし、田主丸町、北野町、城島町及び三瀧町については、旧自治体名を付し、「大字」の表記を削除した形態に変更する。なお、その名称については、各町の意向により合併までに調整する」ことが全会一致で承認されました。

●第32号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議分)

協議の結果、原案とおり「現行の区域のまま一つの農業委員会を設置し、各農業委員会の委員は引き続き在任する。さらに、新市としての一体性確保の観点から、平成17年7月20日までに新市を全域とする一つの農業委員会に統合するものとする。また、統合後の農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区については、合併までの間に調整するものとする」ことが全会一致で承認されました。

●第37号議案 財産の

取扱いについて(継続協議分)

田主丸町の3つの財産区の運営方法などについて、町内で調整中との報告があり、継続審議となりました。

●第38号議案 事務組織及び機構の

取扱いについて(継続協議分)

前回、委員から調整案に盛り込んで欲しいとの意見が出ていた総合支所の権限と機能について、「総合支所仮称」は、新市建設計画の推進を図る地域振興の拠点として、所掌する事務に関し、次の機能を有するものとする。①地域振興に関する



るものなど、地域実情に応じた事務事業を自ら企画立案・実施する機能 ②市民生活に密接に関連するものなど、統一された水準のサービスを主体的に実施する機能」との修正案が提案されました。

委員から「総合支所の所掌事務の考え方や機能について一歩踏み込んだ具体的な形で記述されている。不安がやわらいだ」との意見がありました。協議の結果、全会一致で修正案が承認されました。

●第40号議案 慣行の取扱いについて (前回提案分)

委員から、「新市の誕生として市章の公募を行ってはどうか」「全国で最初に市となり(明治22年市制施行)、明治44年に制定されたことを考慮し、現在の久留米市の徽章で良いと思う」などの意見が出されました。

協議の結果、原案どおり「○新市の花は、久留米つつじ・コスモスとする。各町の花は基本的に地域の花として従来どおり活用していく。○新市の市章及び徽章は、久留米市の例による。○新市の歌は、「久留米市の歌」を引き継ぐとともに、新市としての新しい市歌を合併に向けて検討する。また、各町の歌は基本的に地域の歌として従来どおり活用していく」ことなどが承認されました。

●第41号議案 斎場に関する 取扱いについて(前回提案分)

協議の結果、原案どおり「久留米市及び北野町は、久留米市斎場を使用する。一部事務組合施設を有する地区(田主丸町・三瀧町)については、当該施設の使用を基本とし、久留米市斎場の使用も可能とする。城島町については、久留米市斎場の使用を基本とする。ただし当分の間は現在の利用形態も継続できるよう努める」ことが全会一致で承認されました。

●第42号議案 ごみ処理に関する 取扱いについて(前回提案分)

協議の結果、原案どおり「〇ごみの集積所及び収集回数については、当分の間現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。ただし、可燃物の収集回数については、平成17年度から週2回に統一する。〇家庭系ごみ処理手数料(指定袋)及び粗大ごみ処理手数料については、当分の間現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。ただし、北野町の可燃物指定袋については、久留米市を基本に統一する。直接搬入分の手数料については、現行どおり各施設で定められた手数料とする」ことなどが全会一致で承認されました。

●第43号議案 下水道(生活排水・し尿処理)の取扱いについて(前回提案分)

協議の結果、原案どおり「公共下水道及び農業集落排水事業の使用料については、合併後当分の間は現行どおりとし、その間の早い時期に調整を図る。ただし、城島町が実施している特定地域生活排水処理事業との調整については、公共下水道区域設定時期等に検討を行う」ことなどが全会一致で承認されました。

●第44号議案 介護保険事業の 取扱いについて(前回提案分)

協議の結果、原案どおり「〇保険料の賦課方式については、久留米市の例(5段階方式)による。保険料については、平成17年度のみの新市の事業計画を策定し、それに基づいて設定する。〇第一号被保険者の普通徴収の納期については、10期とする」などが全会一致で承認されました。

●第45号議案 保健医療事業の 取扱いについて(前回提案分)

協議に先立ち、前回委員から資料の提出要求があった「乳幼児医療の助成状況」が報告されました。乳幼児の通院医療費の助成状況は、県内96市町村の中で、北野町と同じ就学前までが5町、5歳未満が1市、4歳未満が4市9町1村、北野町を除く1市3町と同じ3歳未満が76市町村となっています。

委員から「対象年齢を1歳引き上げた場合の1市4町での負担増はいくらになるのか」との質問が出され、事務局より「約1億3千5百万円の負担増になります」との回答がありました。

協議の結果、原案どおり「〇老人保健事業の基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診子宮がん検診、乳がん検診(視触診)については、合併までに調整を図り新市で統一した対象者の範囲および個人負担額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。〇妊婦健康診査については、各市町同一事業のため、新市においても現行どおり実施する。〇乳幼児医療については、当分の間現行どおりとし、新市において統一の方向で調整する」ことなどが全会一致で承認されました。

なお、委員から「乳幼児医療については、新市で統一の方向で調整することだが、その際には通院の対象年齢を4歳までにしていただきたい」との要望が出されました。

●第46号議案 行政区の 取扱いについて(前回提案分)

協議の結果、原案どおり「〇行政区は、

●議員の定数及び任期について 小委員会で合意 ～「議員の定数及び任期に関する小委員会」第7回会議

協議会から付託された「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について協議する「議員の定数及び任期に関する小委員会(川地東洋男委員長)」の第7回会議が12月20日、第14回協議会に先だち久留米ビジネスプラザで開催されました。

小委員会では、9月20日に承認された合併の方式(編入対等方式)を受けて、定数特例と在任特例の取り扱いについて協議され、「在任特例を適用することとし、在任特例後の定数特例は適用しない」ことが全会一致で合意されました。この結果は、12月24日に江藤会長に報告されました。次回の協議会では、この小委員会の審議結果等の報告とともに議案として整理し、提案される予定です。

在任特例とは、新市発足の平成17年2月から久留米市議の任期が満了する同19年5月1日まで4町の議員全てが久留米市議となることです。また、在任特例後の定数特例は適用しないとは、新市最初の議員選挙では旧市町を単位とした選挙区を設けず、新市全域を一つの選挙区として選挙が実施されるということです。



▲協議会から付託された「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について協議する小委員会

現行のまま新市に引き継ぐ。〇区長等の制度は、当分の間現行のまま新市に引き継ぎ、今後の制度の在り方については、新市において検討する。区長等の所掌事務は、現行のまま新市に引き継ぐが、必要な事務的見直しについては、協議のうえ合併までに調整する。区長等の報酬は、現行どおりとする」とすることが全会一致で承認されました。

●第47号議案 「コミュニティ施策の 取扱いについて(前回提案分)

協議の結果、原案どおり「〇自治会活動支援制度については、久留米市の例により統一する。また、当分の間、田主丸町、北野町、城島町及び三瀬町の行政区支援を行うものとし、その制度内容については、合併までに調整する。〇小地域

公民館(集会所)の建設費助成は、制度が充実している久留米市の例により統一することが全会一致で承認されました。

●第48号議案 国民健康保険事業の 取扱いについて(前回提案分)

協議の結果、原案どおり「賦課形態は保険料とする。ただし、合併年度は現行どおりの保険税または保険料とする。保険料については、当面現行どおりとし、平成22年度の統一に向けて不均一賦課を採用し、必要な改定を行う。賦課方式については、平成22年度より医療保険分3方式(所得割・均等割・平等割)、介護保険分2方式(所得割・均等割)とする。〇保険料の納期については、久留米市及び北野町の例により10期とする。〇無受診者表彰については、現行どおりとし、

合併協定項目の提案・承認状況

【基本的事項】 (第14回会議12月20日終了分まで)

No.	項目	協議状況	
		提案日	承認日
1	合併の方式	第9回(9月20日)	第9回(9月20日)
2	合併の期日	第7回(8月2日)	第7回(8月2日)
3	新市の名称	第10回(10月18日)	第10回(10月18日)
4	新市の事務所の位置	第10回(10月18日)	第10回(10月18日)
5	財産の取扱い	第12回(11月22日)	協議中

【合併特例法による協議事項】

6	議会の議員の定数及び任期の取扱い		
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第11回(11月12日)	第14回(12月20日)
8	地方税の取扱い	第8回(9月6日)	第13回(12月6日)
9	一般職の職員の身分の取扱い	第10回(10月18日)	第12回(11月22日)
10	地域審議会の取扱い	第9回(9月20日)	第10回(10月18日)

【自治体の運営に関する基本的な事項】

11	特別職の身分の取扱い	第10回(10月18日)	第11回(11月12日)
12	条例、規則等の取扱い	第10回(10月18日)	第11回(11月12日)
13	事務組織及び機構の取扱い	第12回(11月22日)	第14回(12月20日)
14	一部事務組合等の取扱い	第14回(12月20日)	
15	使用料、手数料の取扱い	第14回(12月20日)	
16	公共的団体等の取扱い	第14回(12月20日)	
17	補助金、交付金等の取扱い	第14回(12月20日)	
18	町名・字名の取扱い	第10回(10月18日)	第14回(12月20日)
19	慣行の取扱い	第13回(12月6日)	第14回(12月20日)

【事務事業の一元化に係わる事項】

20	広報広聴事業の取扱い	第11回(11月12日)	第12回(11月22日)
21	国際交流事業、姉妹都市の取扱い	第10回(10月18日)	第11回(11月12日)
22	情報公開に関する取扱い	第8回(9月6日)	第9回(9月20日)
23	行政区の取扱い	第13回(12月6日)	第14回(12月20日)
24	コミュニティ施策の取扱い	第13回(12月6日)	第14回(12月20日)
25	消防防災事業の取扱い	第14回(12月20日)	
26	消防団の取扱い	第14回(12月20日)	
27	畜産に関する取扱い	第13回(12月6日)	第14回(12月20日)
28	ごみ処理に関する取扱い	第13回(12月6日)	第14回(12月20日)
29	上水道事業の取扱い	第14回(12月20日)	
30	下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱い	第13回(12月6日)	第14回(12月20日)
31	障害者福祉事業の取扱い	第11回(11月12日)	第12回(11月22日)
32	児童福祉事業の取扱い	第11回(11月12日)	第12回(11月22日)
33	保育事業の取扱い	第14回(12月20日)	
34	高齢者福祉事業の取扱い	第11回(11月12日)	第13回(12月6日)
35	国民健康保険事業の取扱い	第13回(12月6日)	第14回(12月20日)
36	介護保険事業の取扱い	第13回(12月6日)	第14回(12月20日)
37	保健医療事業の取扱い	第13回(12月6日)	第14回(12月20日)
38	道路事業に関する取扱い	第10回(10月18日)	第11回(11月12日)
39	公共交通に関する取扱い	第10回(10月18日)	第11回(11月12日)
40	土地利用に関する取扱い	第10回(10月18日)	第11回(11月12日)
41	農林水産関係事業の取扱い	第9回(9月20日)	第10回(10月18日)
42	商工・観光関係事業の取扱い	第9回(9月20日)	第13回(12月6日)
43	学校教育事業・通学区域の取扱い	第10回(10月18日)	第11回(11月12日)
44	社会教育事業の取扱い	第10回(10月18日)	第12回(11月22日)

45	新市建設計画		
----	--------	--	--

新市になって実施の可否を検討する」とななどが提案されました。

●第49号議案 保育事業の取扱いについて(今回提案)

「保育事業の取扱い」については、「〇公立保育所の保育時間については、合併時は現行どおりとし、私立保育所については、地域の実情や保護者のニーズにより各保育所が決定する。〇保育料については、平成17年度までは現行どおり(各市町の軽減率を適用)とし、平成21年度までに統一を図る。また、統一する保育料の額及び暫定措置(経過措置)の内容については合併後に調整する」との調整内容が提案されました。

各自自治体の財政状況などを勘案して決められています」との説明がありました。

なお、委員から「1市4町の年齢別保育料」「1市4町の財政負担と保護者の負担較差」などの資料の提出要望がありました。

●第50号議案 消防防災事業の取扱いについて(今回提案)

「消防防災事業の取扱い」については、「〇久留米市区域については、当分の間、久留米市消防本部が引き続き処理する。田主丸町、北野町、城島町及び三潴町については、福岡県南広域消防組合から脱退し、当分の間、新市が4町の区域を対象として福岡県南広域消防組合に加入する。〇合併時には、各市町の防災会議、地域防災計画並びに水防協議会、水防計画を新市で一本化する」との調整内容が

提案されました。

委員から「なぜ、県南消防に新市として加入するのか」との質問が出され、江藤会長より「県南消防は4町が脱退すると経営的に厳しくなります。また、合併時までに新市も県南消防も新たな施設・設備が必要になってきます。この調整内容は暫定的な取扱いであり、将来の消防体制のあり方については検討委員会を作って検討することとしています」と説明がありました。また「2つの消防本部が存在することになるが、119番通報は共通のシステムになっているのか」との質問が出され、事務局より「4町の119番通報は、これまでどおり県南消防に入り、県南消防で対応します」との説明がありました。

●第51号議案 消防団の取扱いについて(今回提案)

「消防団の取扱い」については、「当分の間、現行どおりの消防体制を維持するものとし、新市において、消防団の活性化及び組織力の向上をめざし、地域の特性を考慮した組織再編を図る」との調整内容が提案されました。

●第52号議案 上水道事業の取扱いについて(今回提案)

「上水道事業の取扱い」については、「〇城島町及び三潴町の上水道事業については、久留米市に統合する。また、現在三井水道企業団の給水区域にある北野町については、合併の日には新市として北野町の地位を承継する形で三井水道企業団に加入し、その後のあり方については合併後三井水道企業団と調整する。上水道事業計画については、このような状況を踏まえるとともに、このような状況を踏まえるとともに、田主丸町への上水道の普及を含め、新市における一体的な整備をめざしたものとす。〇料金体系については、現行の料金体系を継続し、合併後3年を目途に統一に向けた調整を行う。なお、料金体系統一までの間、城島町及び三潴町については、基本水量及びメータ使用料の調整により、使用者の負担軽減を図る。また、北野町についても、同様の軽減相当分を別途措置することとし、その内容や方法等については合併までに検討する」などの調整内容が提案されました。



●第53号議案 一部事務組合等の

取扱いについて(今回提案)

「一部事務組合等の取扱い」については、「〇八女西部広域事務組合、甘木・朝倉・三井環境施設組合、浮羽郡衛生施設組合、面筑衛生施設組合、田主丸町・吉井町衛生施設組合、福岡県南広域消防組合、三井水道企業団及び浮羽老人ホーム組合については、現在当該組合に加入している町の地位を承継する形で、合併の日に新市として加入する。〇田主丸町、北野町、城島町及び三潴町が加入している、福岡県介護保険広域連合、福岡県自治会館管理組合及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退する」などの調整内容が提案されました。

●第54号議案 公共的団体等の

取扱いについて(今回提案)

「公共的団体等の取扱い」については、「〇1市4町の全部または一部に共通している団体は、合併時に統合するよう調整を努める。〇1市4町の全部または一部に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整を努める。〇1市4町の全部または一部に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整を努める」などの調整

※公共的団体とは、〇団体の設置について市・町の意思が関与しているもの。〇市・町から補助金が交付されるなど、市・町の事業に大きく関与している団体等

内容が提案されました。

●第55号議案 使用料、手数料等の

取扱いについて(今回提案)

「使用料、手数料等の取扱い」については、「住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、同一又は同種の制度については原則として可能な限り統一に努めるものとする。ただし、統一することにより住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面又は当分の間、現行どおり或いは経過措置等を講じるものとする」との調整内容が提案されました。

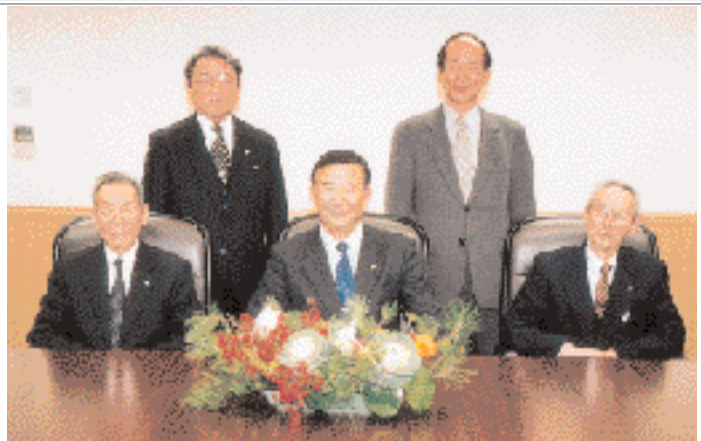
●第56号議案 補助金、交付金等の

取扱いについて(今回提案)

「補助金、交付金等の取扱い」については、「〇各市町同一又は同種の制度については、均衡を失しないように調整を図り、原則として統一するものとする。ただし、これにより難しい場合は、当面又は当分の間、現行どおりとする。〇各市町独自の補助制度で、新市においてもなお必要性・有効性等が認められる場合には存続する。〇各市町独自の補助制度で、上記以外のものは廃止する。ただし、廃止することにより住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面又は当分の間、現行どおりとする」との調整内容が提案されました。

※第49号議案「保育事業の取扱いについて」から第56号議案「補助金、交付金等の取扱いについて」の8項目及び今回継続協議になった項目については、次回第15回会議で協議されます。

新年あけまして
おめでとうございます
広域合併に向け、
今年も全力で
取り組んでまいります



新年、あけましておめでとうございます。
1市4町の皆様におかれましては、新春を健やかにお過ごしになったことと存じます。

さて、自己決定、自己責任を原則とする地方分権の時代におきまして、合併は避けてとおれない重要な課題であるとの認識から、ちょうど1年前の1月10日に1市4町を構成団体とする「久留米広域合併協議会」を設立し、14回に及ぶ協議会を開催し、私たちのふるさとの将来について熱心に協議を重ねてまいりました。これまでに45の合併協定項目の内43項目の提案を終え、34項目の承認をいただきました。

私たち1市4町の合併で人口は30万人を超えることとなり、県南をリードする中核市の実現が

図れる一方、九州で第2位の農業粗生産額を誇る都市が誕生します。

合併による行財政の効率化、合併のメリットを活かした住民福祉の向上を図り、子や孫に誇れるまちづくり・ふるさとづくりに全力でまい進していく覚悟でございます。

最後になりましたが、本年の皆様のご多幸とご健勝をご祈念し、ご挨拶とさせていただきます。

平成16年1月

久留米市長	江藤守國
田主丸町長	馬田博
北野町長	秋吉喜一郎
城島町長	佐藤利幸
三潴町長	砂山惣吉